

# 投資顧問契約に係る書類の電磁的交付に関する規程

ワイルドインベスターズ株式会社  
金融商品取引業者 投資助言・代理業  
登録番号 関東財務局長(金商)第 1173 号

本規程は、弊社が第2条で規定する書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターやスマートフォン等の電子機器(以下「端末」といいます。))とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法について定めるものです。

## 第1条 電子交付

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、弊社ウェブサイト、または、弊社有料会員サイトにそれらの事項を記録し、PDF形式のファイルもしくは当社が別途定める形式で、お客様にダウンロードまたは閲覧していただくことをもって書面交付に代える交付方法、また、お客様の登録メールアドレスへそれらの事項を記載したPDF形式のファイルを配信し記録することをもって書面交付に代える交付方法をいいます。

## 第2条 対象書面

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

1. 契約締結前に顧客に交付する書面
2. 契約締結時の書面(投資助言) 兼 投資顧問契約書

## 第3条 電子交付の承諾

1. お客様が弊社ウェブサイトより、弊社有料会員へ申込まれる場合、弊社所定の方法による第2条対象書面の電子交付に同意し、本規程を承諾することになります。

2. お客様が電子交付に同意いただいている場合、お客様から特別なご請求がない限り、原則として弊社ウェブサイト、有料会員サイト等に掲載される対象書面、および電子メール等でお客様あて提供される対象書面の郵送による交付はいたしません。紙媒体による対象書面の交付を希望される場合は弊社ウェブサイトお問合せフォーム等により請求をお願いいたします。

## 第4条 弊社の都合による対象書面の書面交付

お客様が電子交付に同意された後でも、弊社は、対象書面を紙媒体で交付することがあります。

## 第5条 電子交付の方法

1. 弊社における書面の電磁的方法による提供方法として、次の各号に定める方法をとります。PDF ファイルでご覧頂く場合、お客様にはあらかじめアドビ社より配布されている「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。
  - 1.1. 弊社の使用に係るコンピューターに備えられたファイルに PDF 形式もしくはその他弊社が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る端末もしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
  - 1.2. 弊社の使用に係るコンピューターに備えられたファイルに PDF 形式もしくはその他弊社が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様に配信し、お客様の使用に係る端末もしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
  - 1.3. 弊社の使用に係るコンピューターに備えられたお客様ファイルに PDF 形式、または画像ファイルで記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

## 第6条 電子交付の中止・内容変更

1. 弊社は、合理的な理由がある場合には、お客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができます。なお、

法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、弊社は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。

2. 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、弊社はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、弊社が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、弊社が解約の通知を届出のあった電子メールアドレス、または、氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして電子交付契約が解約されるものとします。

- 2.1. お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- 2.1.1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- 2.1.2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- 2.1.3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- 2.1.4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- 2.1.5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2.2. お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- 2.2.1. 暴力的な要求行為

- 2.2.2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 2.2.3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- 2.2.4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

#### 2.2.5. その他上記6条2項2号1から4に準ずる行為

3. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、弊社が弊社の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと判断した場合、本電子交付契約は解約されます。
4. 前項以外の場合でも、弊社ウェブサイト、弊社有料会員サイト、もしくは、弊社あて電子メール、電話等で解約の依頼があった場合、電子交付契約は解約されたものとして扱われます。

## 第7条 免責事項

1. 弊社は、利用者の依頼について、電話や端末等を通じて弊社が依頼内容を受領した場合にのみ責任を負うものとします。通信機器・回線の故障、電話不通等通信手段の障害等により本サービスが遅延し、もしくは不能となった場合、または弊社が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、弊社に過失がある場合を除き弊社は一切責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴が行われたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、弊社に過失がある場合を除き弊社は一切責任を負いません。
3. 弊社は、サービスプロバイダーや閲覧ソフトにより本サービスが遅延し、もしくは提供不能となった場合、または弊社等が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、弊社に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
4. 弊社は、コンピュータウィルスおよびその関連の障害等により利用者はいかなる損失、損害、または諸費用等が発生しても、弊社に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
5. 本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、弊社に過失がある場合を除き、弊社は一切責任を負いません。

## 第8条 規程の変更

この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来

するまでに、弊社ウェブサイト等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

2024年08月改定

以上